

上の、あるいは二に好する最低基準というのがあるのかと
 つか

○ 勉務課長（高水不君） 二ふはら農住良法で決つてありすので
 次は七その子子踏しやうしたわけづつてい子す。

○議長 石川信義君
十九番 岩田博君
総務課長にお伺いした。この条件に

取替するものではない。子せんが、
 一人か自分の貸家をおく。ほかう
 事典がある人です。が、総務課長は
 今に、くくあるという

○議長(加川信義君) 総務課長 高水 不君
○総務課長(高水 不君) とうとうとうはニとと摩でいけり
○議長(加川信義君) 総務課長 高水 不君
○総務課長(高水 不君) とうとうとうはニとと摩でいけり

子すのていりく
 調査をささる
 おります
 ほかを、他の入居者以外
 の知悉にしているのか
 一件ありました
 そのほか二件につ
 づき、それはおぼ
 ろけはよくはか
 かにわかるう
 いと、いふこと
 で、目下調査中
 であつて、その
 点はもうい
 しお、待た願
 へたいと思
 います。

○讓長(石川信義君)
○十九番(岩田博君)
非席に佐田雅之のときに出、家賃で自分

二軒も貸家をやつていながら、自分では低家賃で入
 る人で、人には一から二の家賃を取つて、さうい
 へば、客がいろいろで、が、藤屋に調査して、おもしろいところ
 だと思ふ。

○議長(名)三信義君
○一番森田香隆君
二番森田香隆君
三番森田香隆君
四番森田香隆君
五番森田香隆君
六番森田香隆君
七番森田香隆君
八番森田香隆君
九番森田香隆君
十番森田香隆君
十一番森田香隆君
十二番森田香隆君
十三番森田香隆君
十四番森田香隆君
十五番森田香隆君
十六番森田香隆君
十七番森田香隆君
十八番森田香隆君
十九番森田香隆君
二十番森田香隆君

地主だけのものか、あるいは親子で収入のある場合か
 あるいは夫婦で稼ごうとか、いろいろ派は収入のある場
 合、そういうものを合算するものかどうか、その点お願ひ
 にします。

○議長(石川信義君) 総務課長(高水不君) 西谷之仁子下。

夫婦の場合は合算でよい。それから親族に
 ついては一人二万七千円を越える部分から合算する。

○ 謙長 (又川信義君) 十九番 若田博君

二十九番 岩田 博君

倉田 博君
 総務委員会に付
 託してありますので、
 委員会が協議していただく

○ 謙長(名)川信兼君
以工部員殿を終り下

おはかりにします。議果やて号は総務委員会には託
し、評やは署議を願うことにしたと思います。二めに
二重議つていふせんか。

(「要讓」は「呼ぶ者」)

○謙長(冬)信義君(冬)二里謙はしと認め下。子ヲ謙興カテ号ハ

総務委員会に付託するに決意した。

は、本委員会が審査報告は、本定例会の会期中にお願いいたします。

議及石川信集君
目録カ工議果カテ九号ハ議合ニ議決スベシ

事の指定に関する条約を廃止する条約を議題とせん

79

本果は朗読と省略し、
企画調査と主査下野忠一君
の友人と

企圖調查
辛酉
下野
忠一
君
登壇

企圖調查(下野忠一君)
藤田才丁九号
藤田合志藤

決り入る事等の指定に関する条例を廃止する条例について説明申しを致す下

二の条(附)に照和二十四年に依つてに廿のぶごふいすすか

[illegible]

新運路事務所と通じすまいろくとおと接解あり

つてやけろこい子でか
魚を置くに必要あり

その通敵を置く場合当否を判断する所である

人伯であるというのと、ろくは選かあつたわけ

スナカ　さう、うみ本采の仁事マはい仁事にすまぬ。二病
自づからニカニ・船首事のりる、所の兼ふで兼来り

後で
 有の指導も
 ありす
 はの
 講合で
 講
 合
 二

へき事付と云ふ痛足すぬといふことにはつる二の条付かえり

めけつていす。その後相当にうすく、さういふことであ
りませぬので、大変くはります。たが、この条例を廃止したとい
うのは、客でございす。

あうく、ご意見でいたす。二決定したるよう願
ひ申しあげます。

○議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終了す。た。
二のより本案に好する質疑を行はす。

○議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。
おはかりいたしす。議案ヤナ九号は原案どおり決
するに、ご意見でございす。

○議長(石川信義君) 以上で呼ぶ者あり。
九号は原案どおり決したす。ふつと議案ヤナ

○議長(石川信義君) おはかりいたしす。

今日の合議時間は午後五時とほろりす。た。
議事ヤナ九号は、延長したと思ひす。た。
二のよりご意見でございす。

○議長(石川信義君) 以上で呼ぶ者あり。
時間は延長することに決定したす。た。ふつと今日の合議

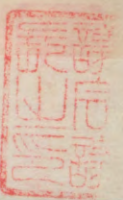
○議長(石川信義君) 四時四十分まで休憩いたす。
午後四時三十分休憩

○議長(石川信義君) 休憩中に引く議案を申す。た。
日程ヤナ九号、議案ヤナ九号、青森、羽生、福生、四区、都市下水

路組合規の変更につく。議題といたす。た。
本日は、議案を省略し、三に、提案理由の説明と
めす。都市計画課長、渡辺格康君



と削うとするものではないです。 ほかの旅行日でも、
 手すが、都知事の許可の日から旅行したとして、昭和四
 十一年四月一日から適用しようとするものではないです。
 ほかの許可の手定として、この議案が二議決したとき
 手すが、関係市町の協議が整います。都知事に申請した
 として、四月初旬に許可になるという見通しでござい
 ます。以上簡単でございしますが、議案が二十号の説明にか
 えます。いたしたことが、よろしく慎重に審議のうえ、この決
 賜りをするようお願いします。以上で質疑を終ります。
 ○議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終了した。
 二のより本議に付する質疑を行ないます。
 (質疑はなしと呼ぶ者あり)
 ○議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。
 おほかかりました。議案が二十号は原案どおりする
 るに二議決をいいます。か。
 (二議決はなしと呼ぶ者あり)



○議長(石川信義君) 二議決はなしと認めます。 以上議案が二十
 号は原案どおりお決した。す。

○議長(石川信義君) 日程が九議案が二十号、昭和四十四年度
 福生市一般会計修正予算案が二十号を議題とした。す。
 本議は朗読を省略し、ただちに提案理由の説明を行
 なす。

(助役 篠原俊夫君登壇)

○助役(篠原俊夫君) 議案が二十号、昭和四十四年度福生市一般
 会計修正予算案が二十号に付して二の説明用として、す。
 本議修正予算案は去る六月にこの市のほりすの一般会計の
 ベースアップに改定する予算措置を主軸とした。す。
 正予算でございす。一頁の予算案に二の説明を省
 略させました。二頁以下に記述をいれ、お決す。
 一表、二表、三表、修正に付して二の説明用として、す。
 今回の二表、三表、修正は、手続不備に付して、たの

議二五
議二六
議二七
議二八
議二九
議三十
議三十一
議三十二
議三十三
議三十四
議三十五

(住民課長 乙津京吉君登壇)

[illegible]

のふづいす。二頁のカ一表ヲ入カ出テ算補正に一ス。

とて説明申しおろす。

ます。又入に付く申しを承ります。又入の下きはおのほは保険
 料と国庫支本金の補正でございます。保険料は有八千八百
 三十四圓を追加いたしまして四千七百六十二圓とほるわけであり
 ます。二は保険者の加入増に及する自然増でございます。
 いますが、二は有八千三百三十四圓を見込みました。満額
 繰分いたしまして三千九百圓をすでに収入してあります。
 ので二はをいれたものでござります。次の国庫支本金をござく

福生町議 会

いすす、国庫負担金と国庫補助金を合せす、四百十
六万九千円と追加いたしす、二千六百三十一万九千円とほり
ます。国庫負担金につくす、は医療費にあする国庫
四割負担分をいすす、本年十月から更にいすす、た
人医療全額給付にする増額分と、本年二月に行はいますた
医療費の改訂にあります、伸び、さういうものを見込みます
、総額を億二千九百万円と見込んであります。国庫補助金
をいすす、これは住所得者に好する保険料の減額分を国
庫補助するものでいすす。諸収入は預金利子と雑収入
をいすす、追加いたしす、補正総額六百二十三万八千円
とほります。従います、ス入合計は一億二千七百三十一万六千
円とほります、あります。

又ニヤムでございます。ヤムは医療費の増に於て、
 大まはヤムで、それから販賣の給子改訂に於て補正を合せた
 ヤムでございます。ヤム款の総務費でございます。有七十七
 万の補正でございます。総務費理費といはします。販賣



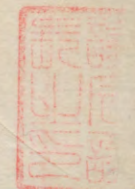
給子費関係と若干の事務費を組んでおります。徴収
費としてしますものは保険料の増額による徴収の報償金の
増額を見込んでおのづかひにしております。次の保険給付費として
します四百九十六円は補正でございす。二は先さ
ほお申しあげましたように医療費の増額によるものか、下は
ものごいす。事務費の補正でございす。か、
年の暮かり今年の正月にかりす。異常天候というか
寒波が参ります。関係で老人の死が多くなつております。
その関係で奉祭費が不足いたしましたので補正するもので
ございす。奉祭費につきす。マは一件当り三十円を支給
しております。参考までに二月までに廿八人の方が来くは
つております。

以上簡單でございす。か説明にかえさせました。たゞす。

何とぞご審議のうえに決あらう。こととお願ひいたします。

議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終了しました。

二はナリ本果になす。る質疑を行ないす。



議長(石川信義君) (里議はしと呼ぶ者あり)
おはかりいたします。議案ヤニ二号は原案どおり決
するにございす。ごいす。せんか。
(里議はしと呼ぶ者あり)
議長(石川信義君) 二里議はしと認めす。下。おつ。議案ヤニ
二号は原案どおり決いたします。

議長(石川信義君) 日程ヤニ上議案ヤニ二三号昭和四十四年度福
生町の益質屋特別会計補正予算ヤニ一号を議題といたします。
本果は朗読を省略。ただちに提案理由の説明を求めま
す。

民生課長 森田 武君
(民生課長 森田 武君登壇)
民生課長(木村 武君) 二指及びよりす。議案ヤニ二三号(昭和
四十四年度福生町の益質屋特別会計補正予算ヤニ一号につ
いて)説明を申しあげます。

議二五
議二六
議二七
議二八
議二九
議三〇
議三一
議三二
議三三
議三四
議三五

二頁を
あひう
る願ひ
子下。
子下
ヤ
から
二
説明
申し
西

百廿三万といふ子。
二万は利子收入でござん子。

計したしすく有七十八万六千九百とほり子下。

件費でございす、
総務管理費が百六十一万七千円、
好リ

有七人、六千、
とほるやけで、
あります。

よろしくご用達のうえに決くだるようお願ひ申しあげます

以エて提果理由の説明は終りました。

福生町議会

おほかりにします。
議案オ二十三号は
原案どおり決す。

里邊字（と呼ぶ者）

号は原果とありか果にしました。

二の陳日程ヲ三上議果ヲ三十三号ニ就テ其の必分にアツクモ先

校用地特別会計補正予算（一）号と関係があり、その中で、

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

三